

ハラスメント問題解決のためのガイドライン新旧対照表

改正後	改正前																
<p>4. 申立ての手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (省略) <p>申立ての手続きは、申立人が、相談窓口を通じ全学防止対策委員会に対し、所定の「申立書」を提出することにより開始されます。</p> <p>その際、申立人は、次のうちから希望する問題解決の手続きを選択できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手続き</th> <th style="width: 15%;">手続きの概要</th> <th style="width: 30%;">手続き主体</th> <th style="width: 30%;">主な救済措置例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「調整」</td> <td>(省略)</td> <td>全学防止対策委員会(部局長の協力)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>6. 問題解決の手続き</p> <p>全学防止対策委員会は、「申立書」を受理した後、速やかに「調整」「調停」「調査」のいずれかの手続きを開始します。また、<u>全学防止対策委員会は、個別の事情に即して、最善の問題解決を図るため、これらの手続きに先行又は併行し、必要な措置を講じます。</u>たとえば、申立人(相談者)の健康状態等を考慮し、<u>修学・就労環境を確保するための緊急措置(指導教員、研究室、就業場所の変更等)を講ずることがあります。</u></p> <p>(1) 「調整」の手続き</p> <p>当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続きを「調整」といいます。</p> <p>全学防止対策委員会は、<u>申立人の「調整」申立てに基づき、この手続きを行います。</u></p> <p>部局長は、<u>全学防止対策委員会に協力し、その責任と権限において、部局長自らが又は部局長が指名する者が手続きを担当します。</u></p> <p>「調整」は、指導教員、研究室、就業場所の変更その他修学・就労上の措置等を行うことを含みます。</p> <p>全学防止対策委員会は、適切かつ迅速に対処し、概ね3週間以内の問題解決を目標とします。</p> <p><u>「調整」の手続きにおいては、申立人の要請に応じて、相談員が同席することがあります。</u></p> <p>— (省略)</p>	手続き	手続きの概要	手続き主体	主な救済措置例	「調整」	(省略)	全学防止対策委員会(部局長の協力)	(省略)	<p>4. 申立ての手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (同左) <p>申立ての手続きは、申立人が、相談窓口を通じ、<u>又は直接に全学防止対策委員会に対し、所定の「申立書」を提出することにより開始されます。</u></p> <p>その際、申立人は、次のうちから希望する問題解決の手続きを選択できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手続き</th> <th style="width: 15%;">手続きの概要</th> <th style="width: 30%;">手続き主体</th> <th style="width: 30%;">主な救済措置例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「調整」</td> <td>(同左)</td> <td>部局長(全学防止対策委員長の助言・勧告)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p> <p>6. 問題解決の手続き</p> <p>全学防止対策委員会は、「申立書」を受理した後、速やかに「調整」「調停」「調査」のいずれかの手続きを開始します。また、個別の事情に即して、最善の問題解決が<u>図られるよう</u>、これらの手続きに先行又は併行し、<u>部局に対して助言、勧告等を行います。</u>たとえば、申立人の修学・就労環境を確保することを目的とし、<u>緊急措置(指導教員、研究室、就業場所の変更等)を講ずるよう勧告することがあります。</u></p> <p>(1) 「調整」の手続き</p> <p><u>申立人の「調整」申立てに基づき、当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続きを「調整」といいます。</u></p> <p>全学防止対策委員会は、<u>原則としてこの手続きを関係部局長に委任します。</u></p> <p>部局長は、その責任と権限において、部局長自らが又は部局長が指名する者が手続きを担当します。</p> <p>「調整」においては、指導教員、研究室、就業場所の変更その他修学・就労上の措置等を行うことを含みます。</p> <p><u>部局長は、全学防止対策委員会に「調整」の経過・結果を適宜報告又は協議し、適切かつ迅速に対処し、概ね3週間以内の問題解決を目標とします。</u></p> <p>— (同左)</p>	手続き	手続きの概要	手続き主体	主な救済措置例	「調整」	(同左)	部局長(全学防止対策委員長の助言・勧告)	(同左)
手続き	手続きの概要	手続き主体	主な救済措置例														
「調整」	(省略)	全学防止対策委員会(部局長の協力)	(省略)														
手続き	手続きの概要	手続き主体	主な救済措置例														
「調整」	(同左)	部局長(全学防止対策委員長の助言・勧告)	(同左)														

<p>(2) 「調停」の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (省略) <p>調停委員会は、原則として学内外の専門家を含む調停委員2人以上により<u>ます</u>。<u>調停委員会は、公正・中立・客観性を確保し、男女比等を考慮して構成されます。</u></p> <p>(省略)</p> <p>— 「調停」の手続きにおいては、<u>申立人の要請に応じて、相談員が同席することがあります。</u></p> <p>— ~ — (省略)</p> <p>(3) 「調査」の手続き</p> <p>(省略)</p> <p>全学防止対策委員会は、申立人からの「調査」の申立てを受け、<u>調査の必要性について判断し、「調査」の必要があると認める場合に、全学調査委員会を設置します。ただし、申立人が部局による調査を希望し、特別な理由が認められる場合は、部局独自に調査委員会を設置することができます。ただし、全学調査委員会との併設はできません。</u></p> <p>全学調査委員会は、原則として学内外の専門家を含む調査委員2人以上により<u>ます</u>。<u>調査委員会は、公正・中立・客観性を確保し、男女比等を考慮して構成されます。</u></p> <p>— 「調査」の手続きにおいては、<u>申立人の要請に応じて、相談員が同席することがあります。</u></p> <p>— ~ — (省略)</p> <p>— これらの経過・結果について、全学防止対策委員会は、申立人(被害者)に対し適宜・適切な方法で伝えます。<u>また、申立人(被害者)からの報告の要請に対しては、極力応じるよう努力します。</u></p>	<p>(2) 「調停」の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (同左) <p>調停委員会は、原則として学内外の専門家を含む調停委員2人以上により、<u>男女比等に考慮して構成されます。</u></p> <p>(同左)</p> <p>— ~ — (同左)</p> <p>(3) 「調査」の手続き</p> <p>(同左)</p> <p>全学防止対策委員会は、申立人から「調査」の申立てが<u>あり</u>、「調査」の必要があると認める場合に、全学調査委員会を設置します。ただし、申立人が部局による調査を希望し、特別な理由が認められる場合は、部局独自に調査委員会を設置することができます。ただし、全学調査委員会との併設はできません。</p> <p>全学調査委員会は、原則として学内外の専門家を含む調査委員2人以上により、<u>男女比等に考慮して構成されます。</u></p> <p>— ~ — (同左)</p> <p>— これらの経過・結果について、全学防止対策委員会は、申立人(被害者)に対し適宜・適切な方法で伝えます。</p>
---	---

(改正理由)

ガイドラインの運用状況を見て、より適切な問題解決を図るため、次のとおり改めるものである。

申立書は、必ず相談窓口を通じ全学防止対策委員会へ提出するよう一本化する。

調整の手続き主体を全学防止対策委員会とし、部局長の協力を得て行うものとする。

全学防止対策委員会が、申立人(相談者)の健康状態等を考慮し、緊急措置等の必要な措置を講ずるものとする。

「調整」、「調停」、「調査」の各手続きにおいて、申立人の要請に応じて、相談員が同席することを明記する。

調停・調査委員会は公正・中立・客観性を確保することを明記する。

全学防止対策委員会が、調査の手続きの必要性を判断することを明記する。

「調査」手続きにおいて、申立人(被害者)からの報告要請に極力応じるよう努力することを明記する。

その他適切な表現に改める。